

さすな



卷頭言

子どもたちの成長を願い、 支援のあり方を考える

群馬県立中央中等教育学校長 矢 島 正



本校には七百人を超える生徒が在籍している。まだまだあどけない顔立ちの一年生から、大人の顔つきになった六年生まで全ての生徒の名前と顔が一致するわけではない。しかし、廊下ですれ違うときの表情、教室で授業に臨んでいるときの姿を見るとその生徒が今、楽しく学校生活を過ごしているのか、何かに悩み落ち込んでいるのか、何となくわかるような気がするのである。「生氣」というのか、「活力」というべきか、一人一人の生徒からはそれぞれに違う「想い」や「心もち」が見て取れる。十代の若者とはいえ、常に元気いっぱい毎日を過ごしているわけではない。様々な悩みや痛み、不安を抱え



ながら、それでも精一杯に生きているのである。

本校の生徒の中に「子どもの権利条約」の四つの柱の中の「生きる」「守られる」「参加する」権利を侵害されている生徒はいない。しかし、「育つ」権利についてみれば、「子どもに対するメディアの有害な影響」、「過激な受験競争をもたらす教育制度と子どもの発達のゆがみ」、「いじめ・不登校の増加」などの点で十分に保護されているとはいえないだろう。これらの影が、生徒たちから「生氣」や「活力」を削いでいるといつてもよいかもしれない。

では、こうした現実にどう対応したらよいのか。その答えの一つとして「共生」という考え方を挙げておきたい。「生命は、その中に欠如を抱き、それを他者から満たしてもらうのだ(吉野弘)」という感覚を学校教育で生徒たちに常に伝え続けることである。それが、人間として安心して成長していく教育の本質的な「支援」の軸ではないかと思う。自らが支え合う大きな「生命」の一員であることを理解した生徒を育てたいと心から願っている。

[人権標語入賞作品]

いっしょにあそぼ！ 言えばひろがる すてきななかま

馬山小学校2年 田 村 美 結



下仁田中学校1年 今井友梨

児童相談所ってどんなところなの?

児童相談所は、児童福祉法により設置されている児童福祉の専門機関です。群馬県には、中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所の3カ所と中央児童相談所北部支所があり、18歳未満の子どもの相談であれば何でも受けています。

例えば、事情により子どもを育てられない、不登校に悩んでいる、登校(園)しぶりがある、家庭内暴力に悩んでいる、言葉の遅れがある、運動発達の遅れがある、嘘をつく、金品を盗む等、様々な相談に応じています。

また、児童虐待通告に対しては、24時間以内に児童の安全確認を行っています。「児童虐待の防止等に関する法律」では

児童虐待とは

- 子どもの人権を著しく侵害するもの
- その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもの
- 将来の世代の育成に懸念を及ぼすものとして、子どもの権利を侵害する行為であると規定しています。

H22.4.1～H23.1.31までに児童相談所に寄せられた虐待相談件数は、

身体的虐待(殴る、蹴る、火傷させる等)	210件
ネグレクト(食事を与えない、長時間放置する等)	113件
性的虐待(性的暴行を加える、性的行為を強要する等)	37件
心理的虐待(言葉で脅す、無視したり拒否的態度を示す等)	135件でした。

児童相談所では、虐待通告も含め24時間365日の電話相談「こどもホットライン24」を開設しています。18歳未満の子どもにすることであれば何でも相談に応じています。フリーダイヤル0120-783-884(携帯の方027-263-1100)までお気軽にお電話ください。

(文責:群馬県中央児童相談所)

ちっちゃいけど子どもだって 一人前の人間なんだ。 のびのび元気に生活する 権利があるんだ。

いじめは、大人の目につきにくいところで行われることが多く、自殺など重大な結果にいたつて初めて気がつくという例が少なくありません。

虐待は、両親によって家庭内で行われることが多く、外部から発見することは難しく、乳幼児では助けを求めることが困難であったり、子どもは両親をかばったりすることから、発見が遅れてしまう場合が多いのです。

このように、子どもは大人より人権が侵害されやすい存在です。そんな子どもたちや周りの発見者が、無料で電話相談できるように法務省の人権擁護機関では「子どもの人権110番」(0120-007-110通話無料)を設置しています。そして、この電話番号をザスパ草津や群馬ダイヤモンドペガサスと連携して周知したり、「子どもの人権110番」強化週間を設けて普及に努めています。

それでも、中には直接、大人に相談したり、電話することのできない子もいます。そんな子のために、当機関では「SOSミニレター」を配布しています。これは、全国の小学校・中学校・特別支援学校の生徒にSOSミニレターを配布し、子どもたちからの手紙が無料で当機関に届くようにしたものです。この手紙の目的は、救済を必要としている子どもたちの発見であります。同時に人権擁護委員らが励ましや助言の返事をすることで、子どもたちの悩み解決の手助けになればと尽力しています。

以上、当機関の活動を紹介させていただきました。

それではみなさん、今後も連携して子どもたちの笑顔を守りましょう。

(文責:群馬県人権擁護委員連合会
前橋地方法務局)



特集テーマ

『子どもの居場所と人権』

近くに話を聞いて すべてを受け止め理解しようと してくれる人がいる

大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守らなければならない存在です。少子化で子どもの数が少くなり、子ども同士の交流する機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念され、また、子どもの人権侵害となるいじめ、体罰、虐待なども深刻な状況にあります。

嫌な思いをしたくない、痛い思いや、放っておかれたくないとの思いは、大人でも子どもでも同じで、ずっと安心して暮らせる「場」が大切です。ところが、現在の状況は、子どもにとって良好な環境にあるかどうか、子どものまっすぐな声も受け止め、ともに考えてみたいと思います。



COLUMN

“人権”について

『わたしたちの思いや願い!!』



棟東中学校 1年 斎藤 優依
何かで1人になってしまい、悲しい時に1人だけでも手を差しのべてくれる人の手は温かくてきっと救いの手だろうなと思いました。



棟東中学校 2年 吉澤 萌里
心に傷を負っている人の気持ちを考えて描きました。この作品を通して相手の気持ちを分かれる人が増えてくれるといいなと思いました。

あらたなつながりを求めて

子どもたちの安全で健康な居場所づくり 『放課後子どもプラン』への取り組み

平成19年度より、「放課後子どもプラン」がスタートしました。

「放課後子どもプラン」は、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものです。

群馬県では、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを支援しています。

■「放課後子ども教室推進事業」【教育委員会】

すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進する。

■「放課後児童健全育成事業」【健康福祉部】

保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する。



(文責:群馬県生涯学習課)

◆ 人権ポスター生徒作品

【下仁田中学校】1年 今井 友梨 (1面掲載)

【小坂小学校】6年 吉田 莉紗 (4面掲載)

◆ 人権標語生徒作品

【馬山小学校】2年 田村 美結 (1面掲載)

◆ 第30回全国中学生人権作文コンテスト群馬県大会入賞作文
『いじめの辛さ』

【吉井中学校】3年 浦野 梨香 (別紙参照)

◆ 「人権講話」を聴いて想う

【小野上中学校】生徒感想 (別紙参照)



棟東中学校 1年 岩崎 碧
私は、「いじめが1つもなくなってほしい」と思い、この絵を描きました。この絵を見て1人でも“いじめはいけないな”と思ってくれたらうれしいです。



棟東中学校 2年 山陰 歩結
言葉の意味を考えず、言葉を相手に伝えている人たちに、その言葉で相手はどう思うのか考えもらいたくて、この作品を描きました。



子どもたちが未来に向かって
はばたくために、
自分たちの手でつくり定めた憲章。

「たかさきこども憲章」

担当：高崎市こども家庭課



わたしたち高崎の子どもは、自分たちの育った愛するこのまちで、緑いっぱいの環境や伝統的な文化を守り、夢や希望にあふれる未来をつくるための道しるべとして、市制110周年を記念し、この「たかさきこども憲章」を定めます。

わたしたちは、一人ひとりの気持ちを考え
笑顔いっぱいの平和なまちにしていきます。
わたしたちは、自然を大切にし、
緑あふれるきれいなまちをつくっていきます。
わたしたちは、地域の伝統を守り、
高崎の新しい文化をつくっていきます。
わたしたちは、思いやりや感謝の気持ちを忘れず、
人と人とのつながりを大切にしていきます。
わたしたちは、夢をかなえるために自分自身を信じ、
努力と挑戦をしてきます。

平成22年2月13日制定



市議会議場で



ワーキンググループの1コマ

子どもたちの手で作られたこども憲章

「たかさきこども憲章」は、子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともに健やかに成長していくために自ら考え行動する指針となるものです。憲章の作成には、市内の小・中・特別支援学校の代表者86人が参加しました。

事前開催した「こどもサミット」では、全員がテーマごとに自分たちの意見や考えなどを出し合いました。それらをもとに、憲章に盛り込むテーマとして、「人権・平和」「自然・環境」「地域・郷土」「人とのかかわり」「自分自身・将来」の5つを決定し、ワーキンググループで議論を重ね具体的な憲章文を検討し原案を作成しました。そして、最終的に、平成22年2月13日に高崎市議会の本会議場で「たかさきこども議会」を開催し、子どもたちの手により、子どもたち自身のための憲章が制定されました。

たかさきこども憲章に思いをこめて

箕郷中学校3年 清水典郎（こども議会議長）

わたしたちは、高崎市をはじめ日本全国の子どもたちが、よりよい未来をつくっていってほしいという願いを込めてこの憲章をつくりました。

憲章の、5つの条文のうちの1つに、「わたしたちは、思いやりと感謝の気持ちを忘れず、人と人とのつながりを大切にしていきます。」というものがあります。いま、世の中では、「キレイやすい子ども」や「子どものいじめ」が問題になっています。やはり、それらの問題の解決には、「思いやりと感謝の心」、「人と人とのつながり」というものが大切なのではないでしょうか。子どもだけでなく、大人も含め一人ひとりが、人の言うことに耳を傾けて、人のことをよく考えて、人に対して正確に気持ちを伝えることができれば、それらの問題はすぐに解決すると思います。

ですから、私も、この憲章に関わったことをきっかけに、周りの人に対してもより気づかいをするようになりました。

このこども憲章にはこのほかにもたくさん思いや願いが込められています。だから、子どもだけでなく、たくさんの大人たちにもこの憲章を読んでほしいと思います。



小坂小学校6年 吉田莉紗

あとがき

子どものもつ個性や能力は、家族や周りにいる人との関わりによって様々に変わっていくものといえます。子どもと関わりを持ちながら、「今、よろこぶ顔」「将来、よろこぶ顔」の両面を見られる支援体制をつくることが、社会づくり・まちづくりに求められていると思います。（二）